

学校法人三室戸学園 ガバナンスコード

令和3（2021）年4月1日制定

令和7（2025）年12月24日一部改訂

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人三室戸学園 東邦音楽大学・東邦音楽大学大学院・東邦音楽短期大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1－1 建学の精神

（1）建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目指す」

（2）建学の精神・理念に基づく人材像

本学園は、建学の精神・理念の下に、「文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人として有能なる音楽家および音楽教員を育成するとともに、幅広い教育を通してバランスのとれた心豊かな人間を育て、社会ニーズに応え活躍できる優れた人材を送り出す」と言う使命・目的をもって教育に取り組んでいます。

1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

（1）建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学園の建学の精神・理念に基づく、教育目的・研究目的は次のとおりです。

① 東邦音楽大学の教育目的・研究目的

音楽芸術に関する知識を授け、文化国家の形成者にふさわしい音楽を身につけた文化人を養うとともに、その理論、技能及び応用の教授、並びに研究をなし、有能なる音楽家及び音楽教員を育成すること。

② 東邦音楽大学大学院の教育目的・研究目的

音楽芸術に関する理論及び応用を教授、研究し、その深奥をきわめて音楽文化の進展に寄与すること。

③ 東邦音楽短期大学の教育目的・研究目的

音楽に関する理論及び実技を授け、文化国家の形成者としてふさわしい教養としての音楽を身につけた文化人、及び有能な音楽家並びに音楽人を育成し、以って我国文化の創造進展と人類の福祉に貢献すること。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画を検討・策定します。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財務基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ＩＣＴ化策
 - ケ 計画実現のためのＰＤＣＡ体制

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応に努めます。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。したがって、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・

責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する重要事項は、寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への業務委任

ア 学長が任務を果たすことができるようするために、理事会は教育及び研究に関する業務を学長に委任します。

イ 学長が副学長を置くなど、その業務を副学長に分担させ、管理する体制とします。

ウ 副学長の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は、十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、法令及び寄附行為の規定に基づき、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、法令及び寄附行為の規定に基づき、連帶して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

2-2 理事

(1) 理事の選任

理事は、寄附行為の定めるところにより、評議員会が学長（校長）のうちから1人及びそれ以外の者4人以上5人以内を選任します。

(2) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事の職務分担については、規程により明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為等を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、法令及び寄附行為の規定に基づき、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

(3) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、学校法人の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量等に配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(4) 外部理事の役割

- ① 2名以上の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(5) 理事への研修機会の提供と充実

理事（外部理事を含む。）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）

- ① 監事は、法令及び寄附行為の規定に基づき、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、学校法人三室戸学園監事監査規程等に則り、理事会・その他の重要会議に出席します。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合又はそのおそれがあると認められる場合には、理事会・評議員会及び文部科学大臣へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できます。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、監事は、評議員会の決議によって選任します。
- ② 監事は2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人三室戸学園監事監査規程を整備します。
- ② 監事は、監査を効果的かつ効率的に実施するため、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人三室戸学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、会計監査人及び内部監査担当者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 評議員会の役割

- ① 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- ② 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴きます。
 - ア 重要な資産の処分又は譲受け
 - イ 多額の借財
 - ウ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - エ 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
 - オ 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - カ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - キ 寄附金品の募集に関する事項
 - ク その他学校法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- ③ 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議します。
 - ア 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに関する寄附行為の変更
 - イ 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - ウ 合併
- ④ 評議員会は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、2-3(1)⑤の請求を行うことを求めるすることができます。
- ⑤ ④の場合において、当該行為によって学校法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において④の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができます。
- ⑥ 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによって学校法人に

損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めるることができます。

2－5 評議員

（1）評議員の選任

① 評議員は、寄附行為の定めるところにより、評議員会が次に掲げる選出区分に応じて必要な人数を選任します。

ア 本学校法人の職員 3人以上4人以内

イ 本学校法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者 3人以上4人以内

ウ 学識経験者等 3人以上4人以内

② 評議員会は、本学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行等について、客観的かつ公正な意見具申ができる者を評議員に選任します。

（2）評議員への研修機会の提供と充実

① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

2－6 会計監査人

（1）会計監査人の選任

会計監査人は、評議員会の決議によって選任します。

（2）会計監査人の責務（役割・職務）

① 会計監査人は、法令で定めるところにより、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出します。

② 会計監査人は、いつでも、会計帳簿等の閲覧等の請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができ、必要があるときは、学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の選任は、東邦音楽大学・東邦音楽短期大学学長選任規程に基づき、「理事会が行う」とあり、組織規程において、「学長は、校務を司り、所属教職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決定する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3－1 学長

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

① 学長は、東邦音楽大学学則第1条に掲げる「音楽芸術に関する知識を授け、文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人を養うとともに、その理論、技能及び応用の教授、並びに研究をなし、有能なる音楽家及び音楽教員を養成する。」、東邦音

楽大学大学院学則第1条に掲げる「音楽藝術に関する理論及び応用を教授、研究し、その深奥をきわめて音楽文化の進展に寄与する。」、東邦音楽短期大学学則第1条に掲げる「音楽に関する理論及び実技を授け、文化国家の形成者としてふさわしい教養としての音楽を身につけた文化人、及び有能な音楽家並びに音楽人を育成し、以って我国文化の創造進展と人類の福祉に貢献する。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

- ② 学長は、理事会の定める方針に従い、教育及び研究に関する業務を遂行します。
- ③ 学長は、所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長の役割）

① 大学及び短期大学に副学長を置くことができるようにしており、副学長の役割については、東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学副学長の選任等に関する規程において「副学長は、学長から指示を受けた特定の職務を遂行する。」としています。

3－2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学及び短期大学の教育研究の重要な事項を審議するためには教授会を設置しています。審議する事項については、東邦音楽大学学則及び東邦音楽短期大学学則に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性の下での社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、卒業生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4－1 学生に対して

大学・大学院・短期大学ごとに3つのポリシー（方針）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 大学・大学院・短期大学ごとの教育方針

- ア ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）
- イ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
- ウ アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント

等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（P D C Aサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ファカルティ・ディベロップメント：F D

ア 3つのポリシー（方針）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るP D C Aを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長の下にF D推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

② スタッフ・ディベロップメント：S D

ア 全ての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ S D推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（P D C Aサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やウェブサイト等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、

産学、官学等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取組みます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は、学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていま

ですが、公開するとした情報については、主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

ア 大学の教育研究上の目的

イ ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

ウ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

エ アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

オ 教育研究上の基本組織

カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者
数その他進学及び就職等の状況

ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用

シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

ス 学生が修得すべき知識及び技能

② 学校法人に関する情報公表

ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）

ウ 監査報告書

エ 役員報酬等の支給の基準

オ 寄附行為

カ 事業報告書

（2）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

（3）情報公開の工夫等

① 私立学校法の定めによる本学校法人に関する情報は、ウェブサイト公開に加えて、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。

③ 公開方法は、インターネットを使ったウェブサイト公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。